

資証貸 第51号
平成22年7月29日

貸借取引参加者
代表者 殿

大証金（大阪証券金融）
取締役社長 堀田 隆夫

三洋電機(株)株式等にかかる貸借取引の申込停止措置の実施について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、下記銘柄につきまして、貸借取引の利用状況等に鑑み、平成22年7月30日（申込日基準）以降、下記のとおり申込停止措置を実施することといたしますのでご通知申し上げます。

敬 具

記

1 対象銘柄（2銘柄）

三 洋 電 機(株) 株式（6764）
パナソニック電工(株) 株式（6991）

2 停止の対象とする申込み

イ 制度信用取引の新規売り（自己の信用売りを含む。以下同じ。）に伴う貸株申込み
および制度信用取引の新規売りに伴う融資返済申込み（社内対当の発生によるもの）

ロ 制度信用取引の買い（自己の信用買いを含む。以下同じ。）の現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引の買いの現引きに伴う貸株申込み（社内対当外れによるもの）

ただし、弁済繰延期限到来分の制度信用取引の買いの現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引の買いの現引きに伴う貸株申込みにつきましては、対象外といたします。

以 上

（お問い合わせ先）
資金証券部 貸借取引課
Tel 06-6233-4516